

「4」又は「33」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業年度	:	:	法人名
受取配当等の金額の明細			
非支配目的株式等に係る受取配当等の額 （33 の計）	4		
受取配当等の益金不算入額 $(1) + ((2) - (20 \text{ の計})) + (3) \times 50\% + (4) \times (20\% \text{ または } 40\%)$	5		
「第67条の7第1項」の特例を適用している場合 「第67条の7第1項」に規定する保険業を受ける金額に限ります。」			
「第67条の7第1項」に規定する免許を受けて保険業を行う法人を指しますので、当該法人以外の法人は、適用額明記してください。			
円	円	円	円
「第67条の7第1項」の特例を適用して 「第67条の7第1項」に記載した銘柄の「33」欄の金額の合計額は			
.	.	.	.
円	円	円	円
「第67条の7第1項」の特例を適用して 「第67条の7第1項」に記載した銘柄の「33」欄の金額の合計額は			
の額の明細			
支払利子控除額の計算	34	適用・不適用	
超過利子の損金算入額 （別表十七(二の三)「10」）	37		
支払利子等の額の合計額 （35）－（36）＋（37）	38		

別表八(一) 令七・四・一以後終了事業年度分